

## 尾張旭市役所庁舎LED照明機器賃貸借業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施目的

経年による不具合の発生に加え、技術革新による低コスト照明機器の普及、さらに令和9年末の蛍光灯製造の禁止などから、照明機器の更新は不可避となっている。更新にあたっては、その費用の抑制や電気代を含めた維持管理コスト縮減効果の早期発現のため、民間事業者の優れたノウハウを活用し、事業期間、費用対効果等について最良の提案を求め、技術提案能力、施工、経験などを有する最も適した業者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

### 2 事業者の選定方法

事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名

尾張旭市役所庁舎LED照明機器賃貸借業務

#### (2) 業務内容

別紙「尾張旭市役所庁舎LED照明機器賃貸借業務仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和18年2月29日まで

### 4 見積限度額

総額66,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- (1) 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- (2) 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。
- (3) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 共同体での参加の場合は以下の要件をすべて満たすこと。
- ア 事業役割を担う構成員は、過去に、国又は地方公共団体発注の公共施設等照明LED化事業（賃貸借事業）において、契約実績を有する者であること。
- イ 事業役割を担う構成員は、尾張旭市の令和6・7年度物品・役務入札参加資格の認定を受けている者で、有資格業者名簿（リース・レンタル）に登載されていること。
- ウ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業の許可を得た者であること。
- エ 事業役割を担う構成員を代表者とし、各構成員による協定を締結していること。
- オ 構成員は、他の共同体の構成員としてプロポーザルに参加していないこと。

## 6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和7年 9月 1日（月）
質問受付期間	令和7年 9月 1日（月）から 令和7年 9月 8日（月）まで
質問回答期日	令和7年 9月16日（火）
参加表明書等提出期限	令和7年 9月19日（金）
企画提案書提出期限	令和7年 9月29日（月）
プレゼンテーション	令和7年10月 6日（月）
審査結果通知	令和7年10月20日（月）
事前協議	別途通知
契約締結	令和7年11月中旬（予定）
業務開始	令和8年3月1日（日）

## 7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

## 8 質疑応答等

### (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入し、総務部総務課に令和7年9月8日（月）午後5時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和7年9月16日（火）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

### (2) 提出先

尾張旭市役所総務部総務課

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

### (4) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

### (5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加

資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

## 1 0 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部、写し5部
- イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し5部
- ウ 工程表（様式任意）：原本1部、写し5部
- エ 参考見積書（様式任意）：1部、写し5部
- オ 団体概要（様式3）：原本1部、写し5部
- カ 業務実績（様式4）：原本1部、写し5部
- キ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し5部
- ク 予定技術者調書（様式6）：原本1部、写し5部

### (2) 提出書類に関する留意事項

#### ア 企画提案書（10(1)イ）

A4判20ページ以内とし、図、絵、写真等の使用を可とする。

#### イ 参考見積書（10(1)エ）

仕様書及び企画提案書に記載された全ての用務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。（金額が記載されている項目は、当該金額を記載すること。ただし、事業者決定後の打合せにて内容次第では、金額に変更が生じる場合がある。）

### (3) 提出先

尾張旭市役所総務部総務課

### (4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

### (5) 提出期限

令和7年9月29日（月）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

## 1 1 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口へ直接持参すること。なお、市は辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

## 1 2 審査方法

#### (1) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

##### ア 書類審査

審査基準表（別紙）に基づき評価点を算出する。

##### イ プレゼンテーション審査

プレゼンテーション（15分間）及び質疑応答（10分間）の計25分間で実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、提案者からの出席は、3名を上限とする（説明は本業務の担当者又は責任者が望ましい。）。)

パソコン等を用いて説明する場合は、大型モニター（55型ディスプレイ×4画面・HDMI接続）、HDMIケーブル（10m）、電源は市で用意するが、パソコン等その他必要機器は参加者の持込みとする。

#### (2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

### 1.3 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、契約に当たっては、事業者決定後の打合せにより、改めて正式見積の積算及び提出を求め、契約を締結するものとする。

### 1.4 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザル

に関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

## 1.5 連絡先

尾張旭市役所総務部総務課行政係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 北庁舎2階

電 話：0561-76-8111（直通）

F A X：0561-52-0831

電子メール：soumu@city.owariasahi.lg.jp